

第20回（仮称）「ふるさと文化館」建設準備委員会議事録

1. 日時 平成21年7月17日(金) 10:30~12:00
2. 場所 練馬区郷土資料仮設収蔵庫（練馬区石神井町5-12-7）
3. 出席者 委員11名
4. 議事 (1) 設置条例について
(2) 施設の利用について
(3) 建設の進捗について（現場視察）
(4) その他
5. 公開対応 公開（傍聴者 なし）
6. 配布資料 [資料1 練馬区立石神井公園ふるさと文化館条例について](#)
[資料2 施設利用の考え方について](#)
[資料3 （仮称）ふるさと文化館建設準備委員会名簿](#)

7. 会議概要

事務局 皆様、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

委員会に先立ちまして、委員の異動がありましたのでご報告させていただきます。資料3「委員名簿」をご覧ください。小林一英光が丘第三中学校長が退任され、大山明石神井中学校長が就任されました。

それでは、本日の委員会の出欠の報告をさせていただきます。佐藤委員、佐々木委員は別件会議のため欠席の連絡がございました。

生涯学習課長 本日はご出席ありがとうございます。5月1日付事務局職員の異動がございましたので紹介させていただきます。（以下自己紹介）

開会に先立ちまして、生涯学習部長より挨拶をさせていただきます。

生涯学習部長 本日はお忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。平成18年度からこの委員会で色々ご検討いただき、ありがとうございました。先日行われました練馬区議会第二回定例会で、「石神井公園ふるさと文化館」を正式名称とした条例を提出させていただき、6月17日の本会議で議決されました。本日は、運営のための規則について、各委員の皆様のご意見を頂戴したいと思っております。また、現場視察も予定しておりますので、よろしく願いたします。

品田委員長 この委員会も本日で20回を迎えました。皆様には色々ご意見をいただき、もうすぐ建物も竣工する段階となりご協力に感謝しています。

それでは、第20回建設準備委員会の議事を始めたいと思います。

最初に、新しく就任されました大山先生から一言ご挨拶をいただきたいと思っております。大山先生、願いたします。

大山委員 石神井中学校に今年の4月から赴任しました校長の大山と申します。20回も会議を重ねられているということで、わからないことが多いかと思いますが、学校の立場から意見を述べさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

品田委員長 それでは議事に従いまして進めさせていただきます。本日はごあいさつにあつたとおり、規則について考え方や具体的なことをお伺いし、意見をお聞きしたいと思いますのでよろしく願いいたします。それでは事務局の説明をお願いします。

■設置条例について

生涯学習課長 資料1をご覧ください。

条例についてですが、6月17日の区議会第二回定例会にて決定いたしました。施設の概要ですが、企画展示室、多目的会議室、会議室については団体や区民の方もご利用いただけます。また、2階の情報コーナーのギャラリーについても貸出し可能となっております。運営内容についてですが、休館日につきましては毎週月曜日・年末年始、開館時間等につきましては午前9時から午後6時とさせていただきます、会議室や多目的会議室につきましては区民への貸出しもございますので、午前9時から午後9時30分までとさせていただきます。なお、会議室につきましては、プール開設期間を除く期間を利用できるようにさせていただきます。

次に観覧料のことですが、常設展示するものの観覧料は無料とし、特別に企画し展示するものの観覧料は別紙1を上限として、規則で定めることとしました。美術館と同様に設定しております。使用料については、別紙1下段の表のとおりでございます。これは区の施設利用料の考え方にあわせて、広さによって料金を設定させていただいているものです。

また、郷土資料室の廃止に伴い、今まで規定されていた図書館条例の「郷土資料室」の記載削除の手続きをしました。条例も併せて資料として用意してございますので、ご一読いただければと思います。

品田委員長 何かわからないということも含め、ご意見をよろしく願いいたします。

石塚委員 企画展示室などで催事などはできるのですか。例えば社員の研修会や何かを宣伝したい時などに使うことはできるのですか。

事務局 資料2の規則に関わるご質問でもありますが、基本的にはまずはふるさと文化館の主催事業で使用し、次にふるさと文化館の設置目的に

合った団体に利用していただき、その次に一般の団体や個人に貸出をするということで考えております。いずれも営利を目的としない活動にご利用いただくこととなります。

品田委員長 条例を受けて新たに規則を作るということで、次の「施設の利用について」の資料2の説明をお願いします。

■施設の利用について

事務局 資料2をご覧ください。条例を受けて詳細を規則等で定めていく内容の主だったものを説明させていただく資料でございます。

観覧料についてですが、常設展示は無料、特別展示については、300円を基本とし、児童・生徒、高齢者、障害者、団体については減額または免除と考えております。なお、区内の小・中学校の児童などの引率者が教育活動の一環として観覧するときや区が主催または共催する行事の参加者が行事の一環として観覧するときは、観覧料は免除となります。学齢前の者は無料です。

施設等の貸出しについてですが、施設および備付器具について館の事業で使用していない範囲で、貸出しを行ってまいります。貸出施設は資料のとおりです。

利用申請については、あらかじめ石神井公園ふるさと文化館に登録をした団体が施設等を利用する場合は利用予定月の6月前の月の初日から、それ以外の団体や個人が施設等を利用する場合は3月前から予約することができます。利用申請書の受付時間は開館日の午前9時から午後6時までとします。利用申請書の受付順序に従って行ってまいります。ただ、受付初日は必要に応じて受付順序を抽選で決めていくことも考えております。

なお、ふるさと文化館登録団体についてですが、練馬区の伝統文化に係る活動または練馬区の観光に寄与する活動を継続的かつ計画的に行っている団体等で、構成員が10人以上、構成員の過半数が区内居住、勤務または通学していること、営利を目的としていないことなど、一定の要件を満たす団体が登録することができます。

利用の取消しと使用料等の還付については、企画展示室および情報コーナー内ギャラリーについては、利用日の60日前までに利用を取り消した場合、全額を還付、多目的会議室および会議室、備付器具については利用日の7日前までに利用を取り消した場合に全額を還付することとします。

使用料の減額免除については別紙1の使用料の減額免除の表のとおりです。

図録等の販売については、施設等の利用の承認を受けた者が観覧料等を徴収しようとするとき、または展示物に係る図録、絵はがき、ポスター等を販売しようとするときは、あらかじめ館長の承認を受けて行っていただくこととしています。

開館日については、平成22年3月28日を軸に調整中でございます。

品田委員長 では、質問やご意見をいただきたいと思います。

石塚委員 ふるさと文化館登録団体のことでお聞きしたいのですが、商工会議所などは登録できるのでしょうか。

事務局 ふるさと文化館に係わる目的を持った団体ということで、伝統文化の継承等に関わっている団体、観光振興に関わっている団体、教育委員会で妥当であろうと承認する団体を考えております。照姫まつりの実行委員会や商工会議所の観光部会ですとか、団体として登録ができることになると思います。

石塚委員 商工会議所自体が観光にも取り組んでいますから。練馬産業連合会もそうですよね。会議内容によってということですか。

生涯学習部長 例えば、産業連合会などは団体の活動拠点として会館をお持ちですよ。そういう点では、ふるさと文化館を使って会議を行う時は、文化館の趣旨に沿った会議を行っていただけるものと思っております。

石塚委員 ふるさと文化館に少しでも貢献できればと思っていますので。10万人の利用をという目標もあるわけですよ。役員会などで利用し、お昼にかかるときにはお弁当も食べるようなケースもあると思いますよ。それができるようでないら使ってもらえないと思います。博物館の見学を兼ねて利用できるといいですね。利用しやすい会議室であれば、また使うだろうし。

事務局 登録団体以外の団体もご利用いただけます。ただ、登録団体は6ヶ月前から予約ができる、営利を目的とした活動はだめですよ、ということです。例えば商工会議所で公共的目的での講演会を主催し、講演者の方の本をそこで頒布する、ということ是可以できるように考えています。

石塚委員 色々な団体が使いやすくしてほしい、と思います。

品田委員長 なるべく読み込めるものは読み込んで、ただ公の施設ですので、できないことは説明できるようにしておいていただきたいと思います。

鈴木委員 団体登録するための書類はできているんですか。

- 事務局 規則で様式を定めますので、これから作ってまいります。
- 品田委員長 後で知らなかったということにならないように、周知の仕方を考えないといけないですね。
- 事務局 周知は区報やホームページ、生涯学習施設での資料配布をする予定です。10月から来年4月分の受付をすることになりますので、来月8月に区報に掲載し、登録の受付を開始し、その後随時受付を行っていく予定です。
- 石塚委員 お弁当をとって会議することはできますか。それができないと、商工会議所などは利用できません。昼はお弁当、夜はお弁当にビール1本ぐらいで行うことがほとんどです。
- 事務局 前回までもいただいているご意見ですが、節度あるご利用であれば、とご説明させていただいております。全面飲食禁止にするということは今のところ考えておりません。例えば、小学校・中学校などが団体利用の際お弁当を持ってきますが、そういったときに昼食を食べる場所を提供することも考えていますので、皆さんに使いやすくなるよう考えてまいります。
- 石塚委員 お弁当は持ち込みになるのですか。
- 事務局 利用する団体で仕出しを手配したり、ゴミの処理をしてください、という条件でお願いすることになります。
- 生涯学習課長 先ほども申し上げた内容になりますが、実際に区の他の施設でも、仕出し弁当に飲み物をつけてもらって利用する団体もありますが、節度ある範囲で行っていただいています。
- 長坂委員 利用者が自由に使える給湯設備などはあるのですか。
- 事務局 専用の給湯設備はありません。
- 渡邊委員 私も地域集会所の管理・運営に関わっていますが、時間も1時間程度でご利用いただいて、飲食も適度な範囲で行っているのが現状です。まして文化館の建物の性格からして料亭でやるわけではありませんのでおのずと飲食の限度も考える必要があると思います。
- 鈴木委員 利用した団体がその処理をする、ということですね。区民交流センターがそういう利用ですね。伝統工芸会としてもそのように利用しています。団体でお弁当をとる場合は、その業者さんに片付けや持ち帰りをお願いできるか相談したうえで注文すれば、きれいに片付けてくれます。公的な場所ですから、利用する側がきちんと片付けるというのが基本だと思います。
- 品田委員長 タバコはどうなのですか。

事務局 2階に喫煙ルームを計画してあります。分煙で対応するというところで考えています。

事務局 基本的には施設の利用については、借りた状態に戻す、次の方が気持ちよく利用できるようにしておく、ということでのご利用となります。

長坂委員 私たちも自転車や自動車に乗ってきた人が持って帰るなど、調整して持ち帰っています。

前田副委員長 条例についてですが、どんなことを想定して決めたのかということを確認したいのですが、特別に企画し展示するものについての観覧料ですが、150㎡程というあまり広くないスペースを使って行われる特別に企画する展示は、一体何を想定して決められたのですか。

事務局 表現は美術館の条例に揃えておりますが、ふるさと文化館で行うものは特別展と企画展、特別展については有料、企画展については無料と考えています。特別展は他館から資料を借用したり、重要文化財の展示スペースとして認可を受けていくようになりますので、他区の博物館が有料で行っているような内容のものは実施する予定です。また、例えばお雛様展ですとか御節句の展示や館の収蔵品を使っただけの展示など、そんなにお金をかけないで実施する企画展については無料で、と考えています。

前田副委員長 問題は二つありまして、ひとつは警備のこと。専門のガードマンを配置する。また、展示物のことを考えた会場側の空調や照明などが考えられているか、このスペースでそれができるようになっているのかな、と思ったものですから。

品田委員長 国宝を借りてきても展示できるようなスペースになっているのですか。

事務局 設計上はできるようになっております。

前田副委員長 最近各地でブームのようですが、雛人形の展示、時期的にもよい時期に行えるお客を呼べる展示ですね。

事務局 設計段階からご意見をいただきましたが、企画展示室の広さについては、300㎡程度ありますとそこに置く展示品の点数や規模も大きくなりますので、1本の特別展を開催するのに大変費用がかかってしまう場合もあります。23区内の博物館で、一番使いやすい面積で考えていったのが、大体150㎡という広さです。

品田委員長 学校関係の要望など事務局では佐藤委員から意見を何か聞いていますか？

事務局 佐藤委員から電話で欠席のご連絡をいただいたときに、施設の利用方法で学校の方で問題になることはございますか、と伺ったところ、「小学校の団体見学は9月以降がほとんどで、年間予定は2月には決定しますので、特に問題は生じないと思います。また、特に体験のプログラムを用意していただければ、より利用したいと考えます。学校連携のためには学校教育に通じた担当職員を決めておくことも大切だと思います。」とのご意見をいただきました。

前田副委員長 学校の授業で使えるように、学校のカリキュラムと合うようなワークシートを作り、ボランティアの活動と連動させるという取り組みをしている例もあります。興味付けをして、なるべく調べさせるようにしているということで、成果を挙げているという報告を、ついこの間、聞いたものですので。パソコンでダウンロードできるワークシートを作っているところもありますね。

皆様と一緒にいった浦安の博物館もパソコンで調べられるというのが特徴でしたね。

事務局 運営についても今後設置していく運営懇談会でご意見を伺いながら進めていきたいと思っております。

品田委員長 そのほか、何かございますか。よろしければ、3月28日の開館を目指して施設の予約など始まりますが、しっかり対応していただき、当初の計画どおり多くの皆さんに来ていただけるようにしてください。

事務局 開館は3月28日を軸に調整中です。前日に開館の記念式典というイメージで調整を進めているところですので、心に留めておいていただければと存じます。

石塚委員 開館記念展はやらないのですか。

事務局 前回スライドでお見せしましたが、「練馬の魅力」をテーマに、区内13館の博物館、美術館を紹介する展示を企画しています。また、石神井公園の商店街でふるさと文化館まつりということでご協力いただけるということになっております。

建設の準備委員会としての役割、ありがとうございました。建設も順調に進んでいますので、あとは竣工後にもう一度会議を開催し、施設を見ていただき、ご意見をいただく機会としたいと思っております。

■建設の進捗について（現場視察）

品田委員長 次に「建設の進捗について」ですがどのようにしますか。

施設管理課長 現在の進捗状況は、ほぼ順調でございまして、床もコンクリート

を打ち、屋根も出来上がり、現在は耐火被覆材を施工中です。実際現場をご案内したいと思います。

委員長 その他事務局から何かありますか。

事務局 特にございません。

施設管理課 それでは皆様、現場視察の用意をお願いします。

(現場案内、説明。)

生涯学習課長 本日はありがとうございました。

品田委員長 では、委員会を終了します。

練馬区立石神井公園ふるさと文化館条例について

1 施設の概要

- (1) 敷地面積 14,338.77 m²
- (2) 延床面積 3,274.71 m²
- (3) 規模・構造 地上2階、鉄骨造
- (4) 主な施設
 - ① 常設展示室(470 m²)
 - ② 企画展示室(158 m²・2 分割可)
 - ③ 情報コーナー(1 階 146 m²、2 階 137 m²)
 - ④ 交流ライブラリー(98 m²)
 - ⑤ 多目的会議室(143 m²・2 分割可)
 - ⑥ 会議室(94 m²、103 m²)
 - ⑦ 練馬区立池淵史跡公園内旧内田家住宅(延床面積 200 m²: 上記(2)に含まない)

2 主な内容

(1) 目的

練馬区立石神井公園ふるさと文化館の設置、管理および利用について必要な事項を定めることにより、練馬区ではぐくまれてきた文化の継承および発展を図り、新たな地域文化の創造および観光振興に寄与することを目的とする。

(2) 名称および位置

練馬区立石神井公園ふるさと文化館
練馬区石神井町五丁目 12 番 16 号

(3) 事業

- ① 練馬区の伝統文化にかかわる資料の収集、保管および展示に関すること。
- ② 練馬区の伝統文化にかかわる調査および研究に関すること。
- ③ 練馬区の伝統文化に係る展覧会、講演会、講座等の主催および援助に関すること。
- ④ 練馬区の観光振興に寄与する情報の提供に関すること。
- ⑤ 練馬区が保有する文化財の保管に関すること。
- ⑥ 石神井公園ふるさと文化館の利用に関すること。

(4) 休館日

月曜日(休日に当たるときはその日後の休日でない日)。1月1日～3日、12月29日～31日。

その他管理上必要な休館日

(5) 開館時間等

午前9時～午後6時、会議室・多目的会議室の利用時間は、午前9時～午後9時30分

会議室については、1月4日～6月20日および9月20日～12月28日までを利用できる期間とする。

(6) 観覧料

① 常設展示するものの観覧料は、無料とする。

② 特別に企画し展示するものの観覧料は、別紙1に定める額を限度とし教育委員会が定める。

(7) 施設等の利用手続き

施設および備付器具を利用しようとする場合は、教育委員会規則で定めるところにより申請し、教育委員会の承認を受けなければならない。

(8) 使用料

別紙1のとおり

(9) 観覧料の減免等

教育委員会が特に必要があると認めるときは、観覧料および使用料を減額または免除することができる。また、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、観覧料および使用料の全部または一部を還付することができる。

4 施行期日

規則に定める日

5 その他

郷土資料室の廃止に伴い、練馬区立図書館条例の「郷土資料室」の記載の削除を行う。

観覧料

	観覧料
小学生および中学生	1人1回につき 500円
上記以外の者	1人1回につき 1,000円

備考 学齢前の者は、無料とする。

使用料

利用単位		午前	午後	夜間	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	
施設					
	多目的会議室	1	1,500円	2,000円	1,800円
	2	1,500円	2,000円	1,800円	
	上記の2室を併せて利用する場合	3,000円	4,000円	3,500円	
会議室	1	1,200円	1,600円	1,400円	
	2	1,500円	2,000円	1,800円	
企画展示室	1	全日（午前9時から午後6時まで） 2,700円			
	2	全日（午前9時から午後6時まで） 2,700円			
	上記の2室を併せて利用する場合	全日（午前9時から午後6時まで） 5,400円			
情報コーナー内ギャラリー		全日（午前9時から午後6時まで） 900円			

資料 2

施設利用の考え方について

1 観覧料について

常設展示については無料。特別展示については、300 円を基本とし、児童・生徒、高齢者、障害者、団体(20 人以上)については減額または免除する。

なお、区内の小学校および中学校の児童および生徒の引率者が教育活動の一環として観覧するとき、区が主催または共催する行事の参加者が当該行事の一環として観覧するときは、観覧料を免除する。学齢前の者は無料とする。

2 施設等の貸出しについて

施設および備付器具（以下「施設等」という。）について館の事業で使用していない範囲で、貸出しを行う。

- ア 多目的会議室 (100 名程度収容、2 分割可)
- イ 会議室 1 (30 名程度収容、プール期間を除く利用)
- ウ 会議室 2 (30 名程度収容、プール期間を除く利用)
- エ 企画展示室 (2 分割可)
- オ ギャラリー (壁面 11m)
- カ 備付器具 (液晶プロジェクター、パソコン、展示用ボックス)

※備付器具の使用料については 500 円とする。ただし、展示用ボックスについては 1 月あたり 1,000 円とする。

3 利用申請について

施設等を利用しようとする者は下表の利用区分に応じた提出期間に練馬区教育委員会（以下、「委員会」という。）に利用申請書を提出し、その承認を受ける。

利用区分	提出期間
1 あらかじめ石神井公園ふるさと文化館に登録をした団体が施設等を利用する場合	利用予定月の 6 月前の月の初日から利用予定日の前日まで
2 1 以外の団体および個人が施設等を利用する場合	利用予定月の 3 月前の月の初日から利用予定日の前日まで

ア 利用申請書の受付時間は午前 9 時から午後 6 時までとする。

イ 利用の承認は、利用申請書の受付順序に従って行うものとする。ただし、必要に応じて受付順序を抽選で決めるものとする。

※ ふるさと文化館登録団体

練馬区の伝統文化に係る活動または練馬区の観光に寄与する活動を継続的かつ計画的に行っている団体等で、構成員が10人以上、構成員の過半数が区内居住、勤務または通学していること、営利を目的としていないことなど、一定の要件を満たす団体が登録できる。

なお、登録の受付は平成21年8月中旬より開始する予定。

※ 利用手続きの開始

平成22年4月分の利用について、平成21年10月より受付を開始する予定。

4 利用変更申請について

施設等の利用を変更しようとするときは、利用変更申請により委員会の承認を受ける。

利用変更の承認により、納付すべき使用料の額が既納の使用料の額を超えるときは、その超える額を前納する。

5 利用の取消しと使用料等の還付について

既納の観覧料および使用料については原則として還付しない。ただし、企画展示室および情報コーナー内ギャラリーについては、利用日の 60 日前までに利用を取り消した場合、全額を還付する。多目的会議室、会議室および備付器具については利用日の 7 日前までに利用を取り消した場合に全額を還付する。

また、施設等の利用日の 60 日前または 7 日前までに利用の変更を申請し、委員会がこれを承認した場合において、既納の使用料に過納金を生じたときはその過納金を還付する。

6 使用料の減額免除について

使用料を減額し、または免除することができる場合は別紙 1 の使用料の減額免除の表のとおりである。

7 図録等の販売について

施設等の利用の承認を受けた者が観覧料等を徴収または、展示物に係る図録、絵はがき、ポスター等を販売しようとするときは、あらかじめ館長の承認を受けなければならない。

8 開館日について

平成 22 年 3 月 28 日を軸に調整中。

使用料の減額免除

使用料を減額し、または免除することができる場合	減免額
1 区が主催し、または共催する事業で利用するとき。	免除
2 区以外の官公署が行政目的のために利用するとき。	
3 区内の団体が行政活動の協力等の目的のために利用するとき。	
4 区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校が教育目的のために利用するとき。	
5 構成員の半数以上を75歳以上の者が占める10人以上の区内団体が利用するとき。	
6 区が後援し、協力し、または協賛する事業で利用するとき。	5割減額
7 幼稚園、小学校、中学校および特別支援学校以外の区内の学校が教育目的のために利用するとき。	
8 別に定める区内の公共的団体が団体本来の活動目的のために利用するとき。	
9 ふるさと文化館登録団体が当該登録を受けた活動目的のために利用するとき。	
10 別に定めるところによりあらかじめ届出を受けた生涯学習届出団体が当該届出を受けた活動目的のために利用するとき。	
11 構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者または精神障害者が占める10人以上の区内団体が利用するとき。	
12 構成員の半数以上を65歳以上の者が占める10人以上の区内団体が利用するとき。(第5号に該当する場合を除く。)	
13 構成員の半数以上を中学生以下の者が占める10人以上の区内団体が利用するとき。	
14 その他委員会が特に必要があると認めたとき。	
	免除または5割減額

(仮称)「ふるさと文化館」建設準備委員会委員

平成21年5月13日現在

推薦枠	氏 名	所 属 等
学識経験 2名	品田 穰	東京農業大学客員教授(保全生態学) 練馬区文化財保護審議会委員
	前田 勇	立教大学名誉教授(観光行動学) 元練馬区産業振興区民会議委員
地域関係 団体 6名	大村 宣雄	石神井の自然を守る会会長
	富岡 光男	石神井町池淵町会長
伝統文化 関係団体	石塚 康夫	東京商工会議所練馬支部工業分科会会長 新東都テスター株式会社代表取締役
	鈴木 源吾	練馬区伝統工芸会顧問
	長坂 淳子	練馬区文化財保護推進員 練馬区地名研究会員 練馬古文書研究会員
	渡邊 雍重	練馬区民俗芸能協議会会長
学校代表 2名	佐藤 民男	田柄小学校長
	大山 明	石神井中学校長
区 3名	鵜沼 秀之	施設管理課長
	佐々木 克己	商工観光課長
	臼井 弘	生涯学習課長